全国電機商業組合連合会組合員の皆様方

テナント総合プラン

小規模事業用 動産保険 加入にあたっての Q&A

1. 加入は法人のみですか？

法人事業者・個人事業者問わず、賃貸テナントに入居されている方は対象になります。

2. 生協の火災共済と重複しませんか？

重複します。賃貸店舗に入居の組合員の方が、加入されている動産200万円については、あり得ます。火災事故のときは、それぞれから支払われます。この保険は、ご自身が所有専有する動産と賃貸契約をしている借主に対して、原状回復の義務の履行や修理損害が発生したとき、お店の入口でお客様が転倒した場合の損害賠償金等をお支払いするものです。また、動産については現状でも少ないというご指摘もありますので、借用店舗の面積に合わせて動産総額を再確認し、不足している額のコースをご選択の上、ご加入ください。

（加入例）
店舗賃貸借用面積60㎡、動産（クラー設備、電気設備等、備品什器等）合計350万円、生協賃貸店舗として動産200万円に加入。350ー200＝150万円が加入可能額。よって、A3コースに加入していただけます。

3.（厚労省）生協として、メリットはあるのか？

生協火災共済制度は、火災事故のみを対象とした共済商品として秀逸であることは、生協の組合員の多くが認めているところです。しかし、賃貸店舗入居者にとって賃貸契約上のリスクには対応できません。そこで契約上の責任や修理費用、施設（店舗）管理者としての責任等の危険を回避できるよう、また既存の制度とのセット的加入により、組合員が万一に備えられるよう、50年の記念事業として【私の生協】が企画提案したものです。メリットはあると考えております。

4. 手続きはどうすればいいのか？

❶このご案内書をお読みください。
❷下記の「加入依頼書」に必要事項を記入し直接、保険会社の専用FAX番号宛に送信してください。
❸加入手続書類一式が、ご加入希望者宛に直接郵送されてきます。
❹掛金は、ご加入者が【専用払込用紙】にて直接お支払ください。同時に【申込書】は返信用封筒にてご郵送ください。
❺これで手続きは完了です。保険証券は加入者に送付されます。更新手続きも簡単です。
補償内容は【契約概要】でご確認ください。
事故の時は直接保険会社にご連絡いただければ処理手続きをお知らせ致します。

切取線

（下記をご記入のうえ、直接FAXかご郵送ください）

テナント総合プラン加入依頼書　■加入を希望します。必要書類を送付ください。

専用FAX：03-3865-8230　※組合員の方は、ご面倒でも支部名をご記入ください。※本書類の取扱は、個人情報保護法の規定に従って処理致します。

全国電機商業組合連合会
50周年記念事業協賛
「テナント総合プラン」担当窓口御中

■引受保険会社
東日本少額短期保険株式会社
■照会先／東京営業所電話
03-5829-8259
URL：http://www.hsth.jp

加入希望者氏名（法人加入の場合は法人名）
所属商組支部名
加入書類送付先住所　〒□□□-□□□□
TEL
FAX

下記の希望コースを○で囲んでください

加入希望コース	借用専有面積	掛金（円）
A3	20坪以下（66㎡）	8,000
B3	20坪以下（66㎡）	9,500
C3	40坪以下（132㎡）	11,500
D3	40坪以下（132㎡）	14,000
E3	60坪以下（198㎡）	15,500
F3	60坪以下（198㎡）	20,000